

余剰電力売却仕様書

1. 概要

本業務は、発注者が所管する神戸市環境局西クリーンセンターに設置する発電設備における発生電力に余剰がある場合、発注者はその電力を受注者に全量売却するものである。(余剰電力には、自己託送送電力を含むものとする。)

2. 予定売却量

別紙2「月別余剰電力送電計画(令和6年度)」のとおり

3. 売却期間

令和6年4月1日0時から令和9年3月31日24時とする。

4. 履行場所

神戸市西区伊川谷町井吹字三番圃74-1

神戸市環境局西クリーンセンター

5. 発電設備

- (1) 神戸市環境局西クリーンセンターは、一般廃棄物の焼却による廃熱を利用した汽力発電(廃棄物発電)を行う。複合ごみ発電(いわゆるスーパーごみ発電)等は、導入していない。
- (2) 当該発電設備は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。)附則第3条により廃止された電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(平成14年法律第62号。以下「RPS法」という。)における新エネルギー等発電設備の認定を受けた設備である。
- (3) 当該発電設備は、RPS法における新エネルギー等発電設備の認定を受けた非化石電源であり、余剰電力には非化石エネルギー源に由来する電気の非化石電源としての価値(以下「非化石価値」という。)を含むものとする。
- (4) その他、発電設備の概要は、別紙3「発電設備概要」のとおりとする。

6. 契約金額

単価契約とし、価格提案の見積書の単価とする。

7. バイオマス比率

- (1) 48%(過去5年平均)とする。詳細は、(表1)神戸市環境局西クリーンセンター バイオマス比率実績表に示すとおり。

8. 契約条項

- (1) この契約は、受注者が、当該発電設備から供給する余剰電力の全量を買取るものとする。

- (2) 余剰電力には、自己託送送電電力も含まれるものとする。
- (3) 受注者は、契約金額（単価）には、発電インバランス単価が含まれているものとし、別途インバランス精算は発生しないものとする。
- (4) 契約の締結については、電気事業法、再エネ特措法等を勘案した契約書を作成し、締結するものとする。
- (5) 契約後、電気事業法、再エネ特措法等の内容が変更になり、仕様書、契約書に齟齬が生じる場合は、本市と協議のうえ、契約金額（契約単価）を除き内容を見直すものとする。
- (6) 予定売却量は、運転計画の変更、焼却炉及び発電設備の運転状態又は故障等により変動する可能性があるが、本市はその予定売却電力量に拘束されるものではなく、一切の義務を負うものではないものとする。
- (7) 本市及び受注者は、本契約を履行するため、国、認定機関及び一般送配電事業者等に対する申請手続きを遅延なく行うものとする。
- (8) 令和 6 年度から導入される託送料金の発電側課金についての請求方法は、本市と受注者で協議するものとする。

9. 非化石価値

- (1) 余剰電力量に係る非化石価値は、本契約により受注者に売却される余剰電力に併せて、当該余剰電力のうち、自己託送の用に使用された電力を除く分に係るものを相対取引により受注者に売却する。
- (2) 本市及び受注者は、非化石価値を有することを証するもの（以下「非 F I T 非化石証書」という。）に係る取引を円滑に行うために、相互に協力し、国及び認定機関等への必要な申請手続き（電力量認定申請等）を遅延なく行い、当該手続きの完了後に非 F I T 非化石証書は受注者に移転されるものとする。

10. 料金の算定及びその支払い

- (1) 受注者は毎月、本市から得た余剰電力量に対する電力量料金を本市に支払うものとする。
電力量料金は、様式 7「見積書」に記載している区分算定された余剰電力量に対し、電力量料金単価（消費税相当額を含む単価）を乗じて得た金額とする。
- (2) 前項の電力量料金は、1 円未満小数点以下第 2 位まで有効とし、各区分の電力量料金を合計したのち、1 円未満は切り捨てるものとする。
- (3) 受注者は、10（1）により算定した電力量料金の計算書（時間帯区分ごとの内訳を記載したものと、30 分ごとの余剰電力量を記載した明細書を対象月の翌月の初日から 6 日目の日（ただし、神戸市の休日を定める条例に規定する本市の休日を除く。）までに本市に通知するものとする。
通知するにあたっては、加工可能な電子データ（例：Microsoft エクセル形式）にて、内訳としてデータを含むものを環境局施設課及び西クリーンセンターに電子メールで提出すること。
 - ア 売却電力量全量の 30 分値
 - イ 売却電力量全量のうち自己託送分の 30 分値
 - ウ 売却電力量全量のうち自己託送分を除いた分の 30 分値
- (4) 本市及び受注者は、10（1）により算定された電力量料金に不備がないことを互いに確認した後、

本市は、電力量料金の納入通知書を対象月の翌月 20 日までに受注者に送付し、受注者は同月末日までに本市に支払うものとする。

なお、支払日が銀行法第 15 条 1 項に規定する銀行の休日（昭和 56 年法律第 59 号。以下「休日」という。）に該当する場合は、翌日に支払うものとする。また、翌日が休日に該当する場合は、さらに翌日に支払うものとする。

- (5) 前項の支払いが所定の期日までに行われない場合は、その翌日から支払いの日まで年 5 パーセントの割合で算定される遅延利息を受注者から本市に支払うものとする。

(表 1) 神戸市環境局西クリーンセンター バイオマス比率実績表

	バイオマス比率 [%]			
	第 1 四半期 (4月～6月)	第 2 四半期 (7月～9月)	第 3 四半期 (10月～12月)	第 4 四半期 (1月～3月)
平成 30 年度	54	47	62	64
令和元年度	55	53	50	51
令和 2 年度	46	22	49	47
令和 3 年度	41.288	47.961	40.792	44.827
	50.580	42.626	43.682	57.079
	46.936	43.300	53.813	58.836
令和 4 年度	43.202	32.989	53.294	66.068
	41.093	62.100	45.159	36.252
	49.013	41.730	36.054	56.800
5 年間平均値	48			